

令和2年度 社会福祉法人輝陽樹会 事業計画

I. 概要

社会福祉法人輝陽樹会は施設運営にあたり、法人理念にそって「すべての職員が笑顔、心通じ合い施設運びを通して、幸せで生きがいに満ちた豊かな生活に貢献いたします」を基本とし、施設運営に努めてまいります。

平成28年11月に特別療養老人ホームベテラン館を開所して本年度に向けて3年5か月目を迎えます。

開所以来、深刻な人手不足による介護職員の不足で受け入れの抑制状況が続いていたが、一昨年から人材確保策として職員紹介制度の導入により常勤職員の離職率が大幅に改善し、特養入所定員80床に対して満床、ショートステイ定員20床に対して80%の稼働と、平成30年度の介護保険報酬の増額改訂および消費税率の導入に伴う介護報酬等の引上げの影響を受け、介護事業の安定した経営が確立してまいりました。

このような中で、令和2年度の事業計画は、「医療的ケアの実施提供体制の確保、地域とのつながり、働き方改革における人材育成」の3本柱を掲げ、引続き施設でやれる最大のサービス（各種加算等）で収益を最大化し、また、職員すべてが「経営」意識を持ち、良質で安定した事業の運営を行い、地域社会の信頼に応えることができるよう事業展開を図っていく。

II. 輝陽樹会・ベテラン館の名前の由来

1. 輝陽樹会

- (1) 人生のベテランの方々に最後まで輝く生活を送り続けて頂きたい。
- (2) 働く職員が人生のベテランの方々の笑顔を頂くことで、心地良い陽の光が当り働くことに自信と誇りが持てる場所となり施設をつくります。
- (3) 利用者様に寄り添い、寄りかかっていただけけるよう、大地に深く根付く樹、となってサービス提供をします。

法人に関わる全ての皆様に陽が当たり末永く多幸続くよう命名しました。

2. ベテラン館

「経験豊富な」「熟達した」という意味を持ちます。

人間になぞらえると「経験を積む」ということは「年齢を重ねる」ということになります。年長者の方々よりたくさんのことを学び、それを活かし、よりよいケアの提供を行いたいとの思いから「ベテラン館」と命名いたしました。

III. 法人理念

－安心・安全・安定－

私達は利用者の皆様に「そこに人がいて人として接すること」の精神と、「安心」「安

全」「安定」を持って、すべての職員が笑顔、心通じ合い施設運びを通して、幸せで生きがいに満ちた豊かな生活に貢献いたします。

1. 心と生きがいについて、全職員が共通理解をして、利用者さま個々に対応します。利用者さまが孤独感を持たぬよう、個性を尊重しながら、共生する生活環境をつくれます。
2. いろいろな機会を活かして、内外の交流を盛んにし、利用者さまが社会的存在を実感できるよう図ります。
3. 高齢者が持つ不自由・不要・不安・恐怖・イライラ等、親身になって解消に努めます。
4. すべての職員が明るく、愛情細やかで、利用者さまと心通い合う施設運営をします。
5. ベテラン館はご家族さまと協力して、利用者さまの大切な時間を活かします。

IV. 事業概要

1. 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホームベテラン館（介護老人福祉施設ユニット型）

所在地：埼玉県所沢市大字下富1011番1

定員：80名 事業開始：平成28年11月1日から

2. 第二種社会福祉事業

特別養護老人ホームベテラン館（短期入所生活介護）

所在地：埼玉県所沢市大字下富1011番1

定員：20名 事業開始：平成28年11月1日から

V. 法人経営目標及び事業方針と重点的な取り組み

1. 法人経営目標

- (1). 経営基盤の安定化と透明性の確保
- (2). 医療のあり方の明確化と医療的ケアの実施と体制確保
- (3). 地域福祉施策と連携した事業運営と社会に貢献
- (4). 働き方改革と職員の離職防止と人材育成

2. 事業方針と重点的な取り組み

- (1). 経営基盤の安定化と透明性の確保

社会福祉法人輝陽樹会は、一人でも多くの地域の高齢者が利用し易い環境づくりとサービスの向上に努める責務があります。そのため、経営の一層の効率化を図り、介護保険報酬改定への適切に対処し、中長期での安定した経営基盤を強化し事業の透明性を確保してまいります。

また、前年度の途中で3年間の運転資金の返済が完了し、引続き安定した法人運営を維持、震災時の運転資金確保するためにも、再度各金融機関との交渉を進め、ご

理解とご配慮を得たいと考えている。

- ① 事業の計画的、効果的实施
- ② 稼働率の向上、各種加算の確保、安定的な収入の確保
- ③ 収支状況の把握、点検と財務規律の強化
- ④ 法定遵守と事業運営の透明性の向上
- ⑤ 金融機関との長期運転資金の契約

(2)．医療のあり方の明確化と医療的ケアの実施と体制

高齢社会を迎え中重度者を支える施設としての機能に重点化されることに伴い、多様な医療ニーズを持つ利用者に安心して入所していただけるように、医療のあり方を明確化し看護職員と介護職員の連携による医療ケアに取り組んでいく。

- ① 看護職員と介護職員の連携による医療的ケア実施体制の確保
- ② 対象となる医療的ケア実施の範囲
- ③ 地域医療機関との連携強化の実施
- ③ 医療的ケアの実施に向けた職員教育と研修
- ④ 事故等の報告方法及び、安全の確保を目的とした改善のための方策

(3)．地域福祉施策と連携した事業運営と社会に貢献

下富地域や社会福祉協議会、地域包括支援センター等と共に、地域における福祉施設としての役割を担っていく。地域福祉の向上に欠くことのできないボランティアの受入れについては、オープンな施設へ積極的に取り組んでまいります。

また、地域と関わり学校（大川学園・秋草学園等）とのコラボにより、介護職を目指す学生や職場体験、福祉体験などの研修機関として介護の現場を身近に感じていただき、世代を超えた交流の場をご提供していく。

地域の独居高齢者の支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供していく。

(4)．働き方改革と職員の離職防止と人材育成

職員が長く働き続けられる環境を整え、離職防止や定着につなげる観点から介護職員等特定処遇改善加算の配分を重点化していく。

また、就業規則及び賃金規程の大幅な改訂に伴い、同一労働同一賃金制度が4月から順次適用開始とパワーハラスメント禁止に義務付ける法律が6月から順次施行する。職員の職位階層ごとに求められる仕事の成果・結果、仕事への取り組み姿勢・態度、業務遂行能力の基準に基づいて、一人ひとりの職員の仕事への取り組みを振り返り、基準到達レベルを客観的に評価することで職員のキャリアパスが図れるよう職員育成を実施していく。

さらには、求人募集は安定的に実施し、職員の離職防止及び確保対策の充実並びに

職員一人ひとりが豊かな人間性と専門性を持てるよう人材育成の強化推進のため、下記の取組みに努めます。

- ① 介護職員等特定処遇改善加算取得による配分の重点化
- ② ユニットリーダー会議及び、各委員会を通して科学的根拠の予測と原因追及
- ③ 専門知識や指導教育訓練等を実施できる研修の実施
- ④ 人事考課によるキャリアパス制度の実践と充実
- ⑤ 研修機会の確保と研修への積極的な参画への推進
- ⑥ 資格取得や医療等の取得のための環境整備
- ⑦ キャリアアップや介護手技の向上を目的とした研修会の実施と職員の確保

Ⅶ. 評議員会・理事会等の運営

1. 社会福祉法の適正な運営を行うため、定款及び定款施行細則の規程に基づき評議員会・理事会を次の通り開催します。

(1) 評議員会及び理事会の開催予定

- ① 令和2年6月4日 理事会開催
令和元年度事業報告及び決算報告、監事監査結果報告等
- ② 令和2年6月19日 最初の定時評議員会開催
令和元年度事業報告、令和元年度決算報告等
- ③ 令和2年9月17日 理事会開催
理事長の職務の執行、中間業績等
- ④ 令和2年12月17日 理事会開催
理事長の職務の執行、業績
- ⑤ 令和3年3月11日 理事会開催
令和3年度収支予算、事業計画等、令和2年度補正予算
- ⑥ 令和3年3月26日 評議員会開催
令和3年度収支予算、事業計画等、令和2年度補正予算

2. 監事の権限と義務

監事は、理事の業務遂行・職務執行及び財産を監査する役割を担い、法人全体の経営の適切性について監査報告を作成します。主な職務は、業務監査（規程の整備状況、役員・理事会・評議員会、人事管理、施設運営、福祉サービスの向上に関する事項）と会計監査である。

・令和元年度決算に関する監査 令和2年5月21日

3. 据え置き、閲覧

社会福祉法に伴い、次の計算書類等・財産目録等を事務所に据え置きます。

(1) 計算書類等（計算書類、事業報告、これらの附属明細書、監査報告）は、理事

会の承認を受けた後、定時評議員会の2週間前の日から、主たる事務所に5年間備え置き

- (2) 財産目録等（財産目録、役員名簿、報酬等の支給基準を記した書類、事業概要
その他省令で定める事項を記載した書類）については、定時評議員会の承認を
受けた上、主たる事務所に5年間備え置き

4. 公表

インターネットの利用により、上記3.の据え置き、閲覧の書類等や定款の変更
の内容を遅滞なく公表します。

5. 法人本部の役割と事業所の連携促進

法人本部は、社会福祉法人の意思決定の執行機能を持ち、実働部隊としての管理部
門の役割を担っている。

組織規程、法人本部規程の規定に基づき、本部会議・管理者会議・各種委員会（経
営・運営・人事・専門）を定期的・継続的に推進し、施設運営の責任者である施設
長と連携しコンプライアンスの徹底と危機管理体制の充実を図り、人材の確保と育
成、稼働の安定、事業所との連携を密にし、安定的な財務基盤の推進とその確立に
努める。

6. 随意契約による1年契約の業者及び価格見直し

随意契約の1年契約とすることに対する契約見直しを実施する。

対象は、

「日用品、寝具レンタル、産業廃棄物収集、食事委託、紙おむつ、私物洗濯。」

7. 職員計画

少子高齢化で労働者人口が減少し、あらゆる業界が人材不足に悩む中、とりわけ、
介護業界では慢性的な人材不足が深刻化している。

事業経営の最大の課題ともいえる介護人材の確保において、職員紹介制度に引続き
外国人に加えて元気な高齢者に求める構図が見え始めている中で、それらを活用す
ることも視野に入れていく。

■在籍状況（実績＝R1年11月1日現在、4月3月＝R2年度期首と期末の計画）

職名	実績	4月	3月	資格	備考
理事長兼法人本部長	1	1	1	介護福祉士	
理事兼事務長	1	1	1	介護福祉士	法人及び施 設の事務長

施設長	1	1	1	介護支援専門員 社会福祉主事任用	理事
嘱託医（兼産業医）	2	3	3	医師	非常勤
医務室 課長			1	正看護師	常勤
	3	3	2	〃	常勤
	2	1	1	〃	非常勤
	5	6	6	准看護師	常勤
	6	5	5	〃	非常勤
	1			初任者研修	非常勤
包括ケア推進課 課長	1	1	1	介護支援専門員/介護福祉士	常勤
主任	1	1	1	介護支援専門員	常勤
	1	1	1	生活相談員 (社会・介護福祉士/介護支援専門員)	常勤
	2	2	2	管理栄養士	常勤
	2	2	2	理学療法士	非常勤
		1	1	柔道整復師	常勤
生活ケア課 課長	1	1	1	介護福祉士	常勤
係長		1	1	〃	常勤
主任	2	1	1	〃	常勤
副主任	1	1	2	〃	常勤
ユニットリーダー		2	1	〃	常勤
	21	21	24	〃	常勤
	8	5	6	〃	非常勤
	9	8	6	介護職員	常勤
	8	7	6	介護職員	非常勤
事務課 課長	(1)	(1)	(1)		兼務事務長
	1	1	1	事務員	常勤
		1	1	営繕	非常勤
合計	80	78	79		
常勤	52	54	55		
非常勤	28	24	24		

*介護老人福祉施設事業と短期入所生活介護事業兼務

VIII. 特別養護老人ホームベテラン館の施設運営

1. ベテラン館の概要

今年度の施設運営の実施にあたり、引き続き、利用者の安心・安全、安定を確保し、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供するとともに、安定した財政基盤の確立、サービスの担い手である人材の確保と育成、これらを重点目標とする。

まず、利用者の安全で快適な利用環境を維持するため、利用者にあった環境整備への取り組みを行い、また、防災・減災に関する備えや職員教育を行う。

次に、利用者満足度の高いサービスを提供するために、専門的技術向上など、職員の資質向上のため、職場内外の研修を実施する。

次に、安定した財政基盤の確立を図るため、引き続き、資金管理や人員管理及び物品調達などにおいて法人として一元的な管理・運営を行いコスト削減に向けて努力する。

また、人材確保については、引き続き職員紹介制度を利用し、施設基準に必要な人材を確保し、人材の育成に努めます。本年度も役職員一体となり利用者の皆様や地域の方々から喜ばれる施設運営に向け努力してまいります。

2. 事業計画

法人登記	平成 27 年 8 月 10 日
開設年月日	平成 28 年 11 月 1 日
事業所名	特別養護老人ホームベテラン館
事業内容	特別養護老人ホーム/短期入所生活介護（ショートステイ）併設
事業規模	特別養護老人ホーム 8 ユニット（1 ユニット 10 室）利用定員 80 名 ショートステイ 2 ユニット（1 ユニット 10 室）利用定員 20 名
開設場所	埼玉県所沢市大字下富 1011 番 1
敷地面積	2,999.00 m ²
建物構造	延べ床面積 4,331.04 m ² 鉄骨造陸屋根 3 階建

3. 事業運営基本計画

社会福祉法人輝陽樹会の理念に基づき、入所者の自己決定の尊重、自立支援、入所者主体の援助に努める。ユニット型の特長である全室個室を活用し入所者にとってご家族や友人、近隣の皆様が気楽に訪問できる施設を目指し、ユニット、居室が暮らしの場となるよう、職員自身も環境の一部であることを念頭に置き、落ち着いた生活環境づくりに努める。提供するサービスについては入居者、ご家族の同意を得た上、看護職、介護職等の各職種共同で援助を行い、入所者の QOL の向上を目指します。

入所者の日常の健康管理から緊急時の対応等を協力病院と連携し、入所者にとって最適な提供ができるような運営体制の構築に努める。また、サービス提供時の事故

を未然に防止できるよう、発生した場合の早期対応も含めたリスクマネジメントの充実を目指します。また、地域社会に対して、地域に貢献できるよう充実したサービスの提供に努めます。

令和元年1月より精神科を担当する医師の入職（五十嵐美加先生）があり、認知症利用者の診察をするとともに、職員に対して適切なケア方法の指導を行っております。今後も認知症に対する理解を職員全体で深めるように努めます。

4. 事業目標

(1) 利用稼働率 98.0%以上確保する。

①入退所検討会議を円滑に行い、退所者が出てから速やかに次の入所者を迎えるために体制を整備する。

②入所者の健康管理を行い心身の状況の変化と感染症や事故予防策を強化するとともに早期発見の対策を講じ、空床を作らない努力をする。

(2) より良いサービスの提供と運営ができるよう加算体制の維持・発展を目指す。

(3) 利用者ニーズに応じていけるよう各職場でサービスの向上に努める。

(4) 管理職は専門職として知識と技術を磨き人材育成と職員の介護へのやり甲斐に積極的に取り組みを行う。

(5) 一般職員は接遇マナー教育を管理職から教わり自身が強化し、利用者の権利擁護と、身の回りの整理整頓に努め、快適で楽しい生活が送れるように支援する。職員全員が専門的な知識と幅広い対応能力を養う。

(6) 令和2年1月より精神科定期的療養指導加算（1日5単位）の算定を開始しましたが、引続き継続する。令和2年度は、日常生活継続支援加算、生活機能向上連携加算、排せつ支援加算の算定出来るよう努めます。また、介護職員等特定処遇改善加算を算定出来るよう努めます。

5. 施設運営の組織の課題と目標

(1) 各部門の課題と目標

①生活ケア課（細井課長）

・職員のスキルアップに努める。

より上位資格を目指し外部研修などを利用してキャリアアップを行う。

・利用者個々の24時間シートを作成する。

ユニットリーダー研修修了者は現在4名おり、研修修了者を中心に各ユニットリーダーを指導して24時間シートを作成する。これにより、今まで以上に個別ケアを理解して利用者により良いケアを提供する。

・認知症の理解を深める。

現在、認知症実践者研修修了者は3名おり、修了者を中心に職員を指導して認知症利用者をより理解して良いケアに繋げる。

- ・事故防止

事故・ヒアリハット報告書を良く分析し、事故の件数の軽減に努める。その為、場合により防犯カメラを利用して状況の分析に努める。

②医務室（田邊係長）

- ・情報共有を常に行いより良い看護ケアを提供する。

介護現場（介護職員）から情報収集を行い、利用者のケアについて困っていること（病状及び周辺症状）を確認する。収集した情報をもとに観察して状況により主治医や他部門に状況の発信を率先して行う。

- ・看護職員それぞれの目標を設定して、スキルアップを図る。

現在、常勤の看護職員は9名（正看護師3名（うち1名育休中）准看護師6名）おり、係長を中心に指導を行う。また、職員ごとの目標について、初回・中間・最終面接を行い、達成状況を確認するとともにスキルアップできるよう指導を行う。

③包括ケア推進課（中村課長）

包括ケア推進課は、生活相談支援（相談員・介護支援専門員）、栄養管理（栄養士）、機能訓練（機能訓練士）があり、目標等は下記の通りです。

- ・生活相談支援

一昨年の退去者は21名（月1.91名）あり、昨年(平成30年度)は年間で23名（月1.92名）の退去がありました。本年度は1月末現在ですが24名（月2.40名）の退去者が発生しています。現在看取り同意者が10数名あることや年間の退去者数からも退去者の増加が見込まれますが、入居申し込み者は45前後に留まり、即入居を希望されている方は10名前後となっております。一方、入居希望者に関しては紙ベースで45名前後、即入居を希望される方も10名前後を推移するに留まっております。

① 定期的に募集活動を行うなど入居申し込み者の確保。

② 入居予備軍をロングショートステイで受け入れ特養が空いたらすぐに埋める。

③ 日常生活支援加算・排泄支援加算など、計上可能な加算の取得し収入増を図る。

- ・栄養管理

利用者に提供する食事、特に嚥下困難者に対するソフト食の質にムラがあり、厨房業者と協議を行っているところですが、いまだ不完全な状態にあります。また、必要な帳票類も未整備なものも残っておりますので、点検しながら改善して参ります。

一方、管理栄養士による「おやつレク」は恒例となり、利用者のレク（機能訓練）の一環としても有用となっておりますので、今年度も続けて参りたいと考えております。

・機能訓練

担当者の退職により一1年程看護職員が担当しておりました。看護職員は機能訓練が専門ではなく、統一した機能訓練の提供ができなくなっておりました。求人活動を続けた結果、2月より新たな担当者（柔道整復師）を採用することが出来、実技（手技）、書面を含め統一した機能訓練を実施してより利用者本位の訓練を行い利用者のQOL向上に努めます。

5. 処遇内容

上記の目標の達成のために、次の内容で援助を行う

(1) 利用開始時のオリエンテーション

利用開始時に本人及び家族の状況・利用にいたる動機等を十分理解するとともに、事業所の処遇内容等の情報を正確に提供する。家族関係がサービス利用後においてもご家族への説明・見学等で良好に継続できるように援助する。

(2) 日常生活の介護・援助

画一的な処遇に陥りやすい危険性があるが、利用者個々がもっている身体的・精神的能力を維持できるように努めるとともに、個々の不安に対してカンファレンス・モニタリングの実施を通じて適切な援助を図り個々の自立性を高めるように努める。また、職員による創意あふれる処遇計画により様々な援助を実施する。

(3) 認知症入所者の対応

認知症を有する利用者は、不安から様々な行動が現れることを念頭に置き、ユニット内や食堂居間を家庭的な雰囲気にする事で落ち着いた心身状況を作るように心がけ、アセスメント実施や職場研修を通じて計画、観察、評価、記録などを徹底する。

(4) 身体拘束廃止の取組

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、利用者のQOLを根本から損なう危険性を有している。身体拘束によって、身体機能が低下し寝たきりにつながるおそれがある。

これらを踏まえ会議の開催や研修会への参加を通じてマニュアルに沿った取り組みを行い、常に必要性を確認し身体拘束ゼロを実現維持するよう努める。

(5) 虐待防止

高齢者に対する虐待は家族や施設等で身近な問題として存在します。誰もが直面し得る人権課題として捉えるとともに、特に介護に携わる専門職は、会議の開催や研修会への参加等によって、高齢者の尊厳を支える利用者本位のより良いケアの実現を目指すことが求められており、高齢者虐待の防止に全力で取り組みます。

(6) 健康管理

利用者の疾病を十分に配慮し、疾病から発生する様々な問題に対して医師、協力病院と連携を図りカンファレンスの実施や機能訓練を通じて日々の健康管理・施

設内感染の防止・予防接種の実施、疾病の早期発見、早期治療に取り組んでいきます。夜間につきましては、看護職員の夜勤体制を継続、協力病院等との連携で緊急時でも素早く対応できるよう努めます。また、設備・備品等の衛生管理に努め、医薬品・医療器具の管理を適正に行い感染症の発生、蔓延を防止するために必要な措置を講じます。

(7) 各種行事・レクリエーション等

日常生活においてレクリエーション活動は各人の連帯感・協調性を養うばかりでなく、生活に明るさと潤いを持たせるうえで大きな役割を果たす。実施にあたっては年間行事作成、職種連携によって計画・実施・評価をし、身体的・精神的状況を充分考慮した上で入所者が簡単に参加できるように努める。

(8) 家族交流

特別養護老人ホームベテラン館に入所したことによって、家族と離れて生活することから生ずる精神的・心理的不安の解消に努める。具体的には面接時に情報提供等によって家族及び入所者が安心して生活できるように相互理解を深め家族交流を援助していく。

(9) 栄養・給食

食事は楽しみの一つであり、自己主張・表現の出来る場として、個別ニーズが強調され、より個別処遇の大切さが求められる。個人の習慣への対応や食べる楽しさの提供、食事の雰囲気づくりなどに配慮し、個々の嗜好を加味した食事提供を行う。

当施設では、調理された食事を適切な衛生管理、温度管理の下に食中毒の予防、厳格な衛生管理を行います。また、行事食を各フロアにて1か月に一度の割合で実施する予定です。利用者の病状や体調・残存機能に合わせた食べやすい献立、形態、嗜好にも十分配慮して提供いたします。月1回実施する給食委員会で施設長・栄養管理士・看護師・ユニットリーダー・委託会社責任者等の多職種共同による栄養マネジメント、カンファレンス、個別聞き取り、嗜好調査、喫食量調査、環境整備、栄養指導にも積極的に取り組みます。

(10) 防災計画

施設管理で最も重要な事項は、入所者を災害から守ることである。そのため火災を出さないを基本に置き、火の取扱い及び使用後の確認に特に注意を払い防火に努める。

火災に限らず、地震発生時などについても、特に夜間における避難介助の方法及び消防署との連携体制を避難訓練等の実施において、強化確立を図り、職員、利用者の防火意識の高揚に努める。

具体的には、

1. 出火防止、災害防止のため防火設備の点検管理を行い、不備欠陥の内容安全確保に努める

2. 発生時に被害を最小限に止めるため、消防機関指導（年2回）を要請し、消防訓練等をおこなう
3. 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し非常食・水・懐中電灯・ラジオ等の常備、施設内外の危険個所の把握、点検等防災対策の徹底に努める
4. 法人内で緊急連絡網を作成し非常時には迅速に対応します

(11) 事故防止対策

質の高いサービスを提供することを目標に、必要な体制を整備するとともに、利用者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供を徹底し組織全体で介護事故の防止に取り組みます。介護従事者は常に危機意識を持ち入居者の安全を最優先する介護を徹底します。介護行為においては、確認・再確認作業を徹底し事故防止を図ります。

また、安全管理体制を組織化するための事故発生の防止のための指針をしっかりと定め、指針にのっとり事故防止のための職員研修に関する基本方針の策定、介護事故（インシデントも含む）報告制度の導入を行い、常に組織として改善策を職員に周知徹底する体制を整備することで介護事故防止、事故再発を防止します。具体的には、定期的な委員会及び事例検討会の開催（事例の収集、カメラを使った分析、再発防止策の検討・策定・防止策の実施・防止対策実施後の評価）を行います。

(12) 感染対策

感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者が生活する場所で、こうした高齢者が多数生活する環境は、感染が広がりやすい状況にあることを認識する必要がある。施設において感染症・食中毒を予防する体制を整備し、日頃から対策を実施するとともに、発生時には迅速で適切な対応に努める。

具体的には、うがい・手洗い等の実施、感染症及び食中毒まん延防止委員会の開催、研修の開催を行います。

(13) 職員の連携

職員個々の専門性を高めることはもとより、個々のケースに対し、同一の処遇が行えるように個別処遇計画に基づき、職員間の連絡・報告の場として、各種リーダー会議やユニットリーダー会議及び委員会の開催、研修の開催、カンファレンスの実施等において、さらに日常業務において情報の共有化を図る。

(14) 職員教育及び生活支援体制

介護の質の向上を図るために、職員研修の機会を施設内実施だけでなく、外部研修の参加も促します。加えて介護職員育成のため、実習生の受入も行います。

- ①職員は利用者の希望、必要としていること、苦情等を積極的に傾聴し個別介護計画に反映します。
- ②職員は利用者やその家族の個人情報を守秘する義務を厳格に守ります。

③職員は利用者が地域との交流を円滑に行えるよう行政、自治会、老人会、ボランティア、介護事業所と連携し、地域の行事等の情報収集や地域交流の積極的な参加を促します。

(15) 情報提供

施設において、ホームページを作成し、更新作業を本来業務に位置付け、開かれた施設を目指す。

(16) 業務の点検

現状の各部門の業務を随時見直し、利用者一人ひとりに合った生活支援を目標とし、各職員が協力し実施していくように心がける。

(17) 地域交流の推進

地域の高齢者介護の拠点として、地域住民と共に歩む施設となるように、地域の介護力の強化のための講習会、可能な限り利用者が散歩や花見、買い物、地域での行事やお祭り等で地域に出かけ、地域住民と触れ合う機会をつくります。具体的には、富岡まちづくりセンターの富岡福祉プロジェクト会議・住民懇談会に参加し、また、十四軒自治会の十四軒天王様夏祭りに積極的に取り組んでまいります。

学校法人秋草学園秋草学園高等学校で実施されるボランティア授業一環として行われる職場体験の受入れを令和元年度より行っており、今年度も継続して受入れを行う。また、同校の学校評価委員として参加をして学校運営に協力しており、今年度も同様にします。

(18) 個人情報の取扱い

利用者又は、家族について知り得た情報を正確な理由なく、事業者、介護従事者が第三者に漏洩することがないように、必要な措置を講じ防止に努めます。

(19) 苦情解決の取組

施設が提供するサービスに係る利用者からの苦情の解決について、適切な対応を図り、利用者及び家族の信頼に応えるとともに、利用者の権利を擁護し、サービスの向上に努めます。

(20) 入所者の目標（標準的な日課）

当施設はユニット型なので、24時間シートの活用を進め、個別ケアに力を入れています。下記の表は、各ユニットの標準的な日課（ケア）の内容です。

時間	日課	時間	日課
7：00	起床	15：30	余暇活動
7：20	洗面・着替え	17：00	排泄介助
7：30	お茶	17：30	食堂への誘導・移動
7：45	食堂への誘導・移動	18：00	夕食・口腔ケア
8：00	朝食・口腔ケア	19：00	洗面・着替え
9：30	排泄介助		

10:00	入浴 (月・火・水・木・金・土)	20:00	排泄
11:00	余暇活動	21:00	消灯
11:30	食堂への誘導・移動	以降1時間毎の見回り	
12:00	昼食・口腔ケア		
13:00	入浴 (月・火・水・木・金・土)		
14:00	排泄介助	23:00	おむつ交換
14:30	余暇活動	4:00	おむつ交換
15:00	おやつ		

①余暇活動等

利用者一人ひとりが如何に心豊かな日々を送ることができるかを常に考えながら、日々業務を行う。良好な人間関係や快適な居住環境の提供、年間行事など様々な観点から利用者の幸せに応えていけるよう努力する。

②排泄

排泄用具や排泄時間の見直しを継続する。利用者の身体的機能を維持しながら負担のかからない尊厳とプライバシーを守り介助方法を考えていく。介護・看護と連携を取りながら排泄のチェックを行い健康管理の徹底を図る。

③入浴

安全に実施することは前提に、利用者にとって心身ともに快適な入浴にしていく。介護・看護と協力し、日々の健康状態を観察し個々の利用者にあった入浴方法を職員に指導し健康管理を図る。利用者の意見や要望・苦情など傾聴し、入浴方法や時間・用具の見直しを継続していく。

④食事

利用者にとって、食事がおいしく楽しいものとなるように、献立、盛り付け、調理法の工夫を行う。特に、介護食は食べ易さのみでなく見た目も重視し、ゼリー状やムース状での提供も行う。

栄養ケアマネジメントを実施し個別の栄養ケアを行い、低栄養状態の予防・改善に食事形態の検討を行う。

療養食は、口腔機能や病状に合わせ医師の指示により提供し、行事食は季節に合った行事食を年間計画に沿って実施し提供する。

検食・保存食・備蓄食はその結果を給食委員会にて討議し、食事の改善に役立てる。

残菜調査、嗜好調査は委託会社と共同で実施し、個別の栄養相談も随時実施する。

⑤行事食予定

月日	行事名	備考
4月	お花見弁当	昼食
5月5日	端午の節句	昼食

6月	梅雨のお楽しみランチ	昼食
7月7日	七夕	昼食
7月	土用の丑の日	昼食
8月	精進料理	昼食
8月	夏祭り	昼食
9月	重陽の節句	昼食
9月	敬老の日	昼食
10月4日	十五夜	昼食
10月	秋の行楽	弁当
10月31日	ハローウィン	おやつ
11月1日	開所記念	おやつ
12月22日	冬至	昼食
12月25日	クリスマス	昼食
12月31日	年越しそば	夕食
1月1日	おせち料理	昼食
1月3日	三日正月	昼食
1月7日	七草がゆ	朝食
2月3日	節分	昼食
2月14日	バレンタインデー	昼食
3月3日	ひな祭り	昼食

*毎月1回のお誕生日（昼食）を実施予定

(21) 職員研修年間計画

研修課題について OFF-JT（職場外）や OJT（職場内）を積極的に取り入れながら実施していく。研修課題は以下の通りとする。

- ①認知症への理解の不足に対する尊厳することの大切さ
- ②利用者とのコミュニケーション（傾聴）の不足と利用者個別性におけるケアや介護技術の再確認、利用者と向き合うこと知ることの意味を理解する
- ③記録に対する認識と理解不足に対するリスクマネジメントという観点からの記録の目的意味を理解する
- ④緊急事態に遭遇する場面に対する AED（心臓マッサージ）訓練と対応
- ⑤職員のためのストレスケアが十分でないことに対するメンタルヘルスの実施
- ⑥施設全体及び職員個々の資質に合わせた研修が行えていないことに対する研修と職員それぞれに合った研修計画を作成し実施、評価していく
- ⑦職員一人ひとりが意識して介護保険制度の内容、介護サービスの仕組みを理解し自身のセッションの現状を把握し自ら意見を出して改善につなげるように支援する
- ⑧研修計画をもとに、生活ケア課長はライフケア部署職員への研修の振り分けを

行い協力体制を取れるようにしていく

⑨外部研修に参加した職員は情報共有を図る目的のため、伝達する場を設けていく

⑩法人の垣根を越えた他施設との交流を実施していく

・年間研修計画予定表

研修計画については、内部での研修を優先に月1回実施の予定である。

外部研修については事業展開の中で検討する。

月度	研修項目と内容	学習目標	研修担当	対象者
4月	特養の役割と法令	特養の役割と法令	理事長	全職員
5月	事故防止における危険予測	予測すること	事故対策委員	全職員
6月	手洗い方法と食中毒	正しい手洗い	管理栄養士	全職員
7月	認知症の種類、病気対応①	症状の理解	生活ケア課長	生活ケア課員
8月	認知症の種類、病気対応②	具体的な対応	生活ケア課長	生活ケア課員
9月	救急対応、非常災害時の対応	対応方法を学ぶ	防災責任者	全職員
10月	褥瘡予防基礎	メカニズムの理解	看護職員	生活ケア課員
11月	高齢者虐待	虐待を学ぶ	包括ケア推進課長	生活ケア課員
12月	インフルエンザ、ノロウイルス	手指衛生重要性、 個人用防護具	看護職員	全職員
1月	事故分析方法	分析方法の理解	事故対策委員長	生活ケア課員
2月	身体拘束廃止に向けた対応	取組みと共通理解	包括ケア推進課長	生活ケア課員
3月	外部研修報告	外部研修の職員間 共有	外部研修参加者	生活支援部員

・行事予定

季節	行事名	行事内容
4月	お花見	お花見ツアー、秋草学園とのコラボ
5月	母の日 菖蒲湯	
6月	父の日	
7月	七夕	笹を飾る
8月	夏祭り	4月発足の夏祭り委員会で決定する
9月	敬老会	全館行事としての位置づけ 和太鼓の演奏、ソーラン節
10月	ハロウウィン	全館に飾りをして楽しむ
11月	開所記念	

12月	クリスマス ゆず湯	サンタが登場。プレゼントを配る。
1月	お正月（お屠蘇）	
2月	節分 バレンタイン	施設長が鬼になって チョコレートを配る
3月	ひな祭り ホワイトデー	ひなあられ、甘酒

6. 目標稼働率

(1) 特養入所

定数 80 床に対して年間月平均一日当たり 78.5 人（入院入所者を除く）、稼働率 98%以上

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
月平均利用者数（人）	78.5	78.5	78.5	78.5	78.5	78.5
稼働率（%）	98.1	98.1	98.1	98.1	98.1	98.1

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月平均利用者数（人）	78.5	78.5	78.5	78.5	78.5	78.5
稼働率（%）	98.1	98.1	98.1	98.1	98.1	98.1

7. 施設各種会議及び各種委員会

運営規程及び管理者が定める会議・委員会は別紙「法人会議及び各種委員会」を参照願います。

ここでは、施設の委員会においては、利用者の処遇の向上に資するための給食委員会等を、また、利用者の安全を図るための感染症及び食中毒まん延防止委員会や事故発生防止対策委員会等を定期開催し、方針の周知、ニーズの把握、処遇の改善を図り、その具体策を検討協議することを目的として運営します。

さらに、職員相互の十分な意思の疎通を図り、共通認識にたった業務遂行の為に、施設運営各種会議に取り組む必要があります。

委員会名	日時	備考
入退所検討会議	随時	施設長
施設サービス計画に関する会議	月1回	介護支援専門員
入所者に提供する食事に関する会議	年4回	施設長

感染症及び食中毒まん延防止委員会	2か月1回	施設長
身体拘束廃止委員会	2か月1回	施設長
褥瘡対策委員会	2か月1回	看護職員
事故発生防止対策委員会	2か月1回	生活ケア課長(介護長)
給食委員会	月1回	管理栄養士
衛生委員会・ユニットリーダー会議	月1回	理事長

IX. 短期入所生活介護の運営

短期入所生活介護事業は、平成28年11月開所以来介護職員の確保ができない状況から抑制していたが、平成30年10月から一部の職員が確保出来た為、20床の内10床から特養併設ショートステイをオープンした。平成31年2月には20床全てオープン出来る職員確保した為全てオープンしました。令和元年10月には20床満床になりました。

1. 基本的な考え

特養入所待機のロングショート希望者を10名とその他の利用者で満床を継続出来るように、医療機関、居宅支援事業所への営業を行う。

2. 事業目標

特養併設20床及び空床利用

年間月平均一日当たり15.0人、稼働率75.0%以上

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
月平均利用者数(人)	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
稼働率(%)	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月平均利用者数(人)	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
稼働率(%)	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0

3. 事業内容

- (1) 居宅介護支援事業所のケアマネージャーの立てる介護計画に従い、介護家族の希望を取り入れながら、サービス提供を展開する。
- (2) 新規の利用希望者には、見学やサービスの説明をすると共に、訪問事前面談を行い、利用者や介護家族が、快く且つ有効にサービスを利用できるように調整

する。

- (3) サービス提供に関しては、介護保険制度上の利用料や保険給付に関する制約や、施設サービスの機能や範囲の説明を行い、合意の上契約の締結を行う。
- (4) 利用者や介護家族、担当のケアマネージャーとの連絡やモニタリングを行い、利用に際しての希望や、利用者の様子など、必要な情報を整備し、ホームの各職員に伝達することで、的確なサービスが提供できるよう調整を行う。
- (5) 前回利用時の利用者の様子や出来事などの記録を確認し、サービスの問題点を是正しながら、サービスの構築に努める。
- (6) 併設の特別養護老人ホームと同様にサービス提供を行うが、主治医が嘱託医ではない利用者もいるので、希望を確認しながら提供を行う。

以上